

児童のための手当を知っていますか？

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

児童の健やかな成長に役立てることを目的に、手当を支給する制度があります。受取りには手続きが必要です。下記の対象を確認のうえ、まだ手続きをしていない人はお問い合わせください。



児童手当(特例給付)

対象 中学校卒業まで(15歳になってから最初の3月31日まで)の児童を養育している人
支給月額(1人当たり)

		児童手当	特例給付 ※所得制限を超える場合
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上 小学校 修了前	第1子	10,000円	
	第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

出生や転入から15日以内に
手続きをしてください

公務員は職場から支給され
ますので、職場で手続きをお
願います

児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する児童(18歳になってから最初の3月31日まで、一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を監護している父母、または父母に代わりその児童を養育している人

- ・父母が離婚(事実婚解消を含む)
- ・父または母が死亡、もしくは生死が不明
- ・父または母が年金の障がい等級1級程度の障がいの状態
- ・父または母から1年以上遺棄されている
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ・母が未婚で出産

支給月額(1人当たり)

	児童1人	第2子加算	第3子以降加算
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	10,180円~43,150円	5,100円~10,180円	3,060円~6,100円

New! 障害年金を受給する人の児童扶養手当が変わります

これまで、障害基礎年金などを受給している人は、障害基礎年金などの金額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。しかし、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

受給には、申請が必要です。支給要件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

※すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、申請不要です

※令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます

特別児童扶養手当

対象 一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母など(認定には診断書が必要な場合があります)※所得制限があります

支給月額 1級(重度障がい児)…52,500円 2級(中度障がい児)…34,970円